

# 離婚届 記入例

現在、届書への押印義務は廃止されています。届書に「印」という欄がありますが、押印しなくても結構です。また、令和6年3月1日から戸籍謄本は添付不要となりました。

●【協議離婚（裁判所を介さない離婚）の場合には、必ず18歳以上の証人2名が必要です】

署名欄は証人本人にそれぞれ自署していただく。証人欄の内容に誤りがある場合、離婚届が受理できない場合があります。

特に、本籍の記載に誤りが多いのでご注意ください！

※本籍がどこか曖昧な場合には、本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入していただいでください。

なお、本籍または住所のいずれかが会津若松市にある証人の場合、審査時間が短縮できます。

## 記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
- 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
- 届書は、1通でさつさえありません。
- この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですから、あらかじめ用意してください。
- そのほかに必要なもの
  - 調停離婚のとき→調停調書の謄本
  - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
  - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
  - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
  - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証人（協議離婚のときだけ必要です）	
署名 （※押印は任意）	乙谷 孝助 印      丁川 竹子 印
生年月日	昭和24年 4月14日      昭和28年 6月 8日
住所	東京都中野区野方 1丁目34番1号      東京都世田谷区若林 4丁目31番1号
本籍	東京都杉並区清水町 一丁目52番      東京都世田谷区若林 四丁目31番

## ●【離婚後の氏（姓）について】

婚姻時に氏（姓）を変えた方は離婚に際し、旧姓に戻るか、婚姻中の氏をそのまま使うかを選択します。どちらを選択するかによって、届書の記載方法が異なりますのでご注意ください。

### 旧姓に戻すときはこの欄に記入

旧姓に戻す場合、次の①②のどちらかを選択し、記入してください。

①「もとの戸籍にもどる」にチェック☑  
→婚姻前に在籍していた戸籍の本籍と筆頭者を記入してください。（ただし婚姻前の戸籍が除籍となっている場合には、次の②を選択してください。）

②「新しい戸籍をつくる」にチェック☑  
・本籍→新しい本籍を記入してください。（国内であれば自由に決めることができます。）  
・筆頭者→旧姓に戻した自分の氏名を記入してください。

※現在の氏をそのまま使うときは、この欄は空欄のままとしてください。

### 現在の氏をそのまま使うときはこの届書に記入

※婚姻中の氏をそのまま使うときはこちらの「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」を離婚届と同時に3か月以内に提出してください。

※記載内容に修正の必要が生じた場合、本人（夫妻のうち、婚姻時に氏が変わった方）しか修正できないのでご注意ください。

## 離婚届

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号	長印
送付 令和 年 月 日 第 号		
書類調査	戸籍記載	記載調査
調査票	附票	住民票
通知		
令和 6年 3月 1日届出		
福島県会津若松市 長 殿		
氏名	夫 こうの よしたろう 氏 名	妻 こうの うめこ 氏 名
生年月日	昭和 40年 6月 23日	昭和 44年 10月 5日
住所	東京都杉並区清水町 1丁目283番地	京都市北区小山初音町 18番10号 コーポ初音3号室
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地	東京都世田谷区若林 四丁目31番
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野 幸雄 続き柄 長 男 母 丙山 松子	妻の父 乙野 忠治 続き柄 一 女 母 乙野 春子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫はもとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	京都市北区小山初音町18番地 筆頭者の氏名 乙野 忠治	
同居の期間	平成9年 8月 から 平成28年 8月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	東京都杉並区清水町一丁目283番地	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数か1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4.31にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6.仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 梅子 印

氏名は、夫妻とも婚姻中の氏で記入してください。日本国籍の方は生年月日を和暦で記入してください。

●【離婚届と同時に住所を変更する方】  
・会津若松市内で転居する場合  
→新しい住所を記入してください  
・市外から会津若松市へ転入する場合  
→新しい住所を記入してください  
+事前の転出手続きが必要  
(詳しくは表面の1.必要書類および事前手続きの確認の※3をご覧ください)

・会津若松市から市外へ転出する場合  
→現在の住所を記入してください  
※いずれの場合も別途住所変更の手続きも必要です。詳しくは表面の2.をご覧ください。

父母が亡くなっていても空欄とせずに入力してください。離婚などにより父母の氏名などが異なる場合は、現在の氏名をお書きください。

●【夫妻に未成年の子がいる場合】  
18歳未満の子がいる場合は、親権を行う方の欄に必ず子の氏名を記入してください。複数のお子さんを入れる場合も全員フルネームで記入してください。

※注意事項  
【離婚後の子どもの戸籍について】  
子の戸籍には、離婚により定めた親権者が記載されますが、子の戸籍が親権者の戸籍に移るということはありません。親権者の戸籍が子の戸籍と異なる場合に、子を親権者の戸籍に入籍させたい場合は、離婚成立後に家庭裁判所の許可を受けた上で入籍届の手続きが必要となります。詳しくは離婚届出の際にご相談ください。

協議離婚の場合は、届書の提出に来られるのが夫妻どちらか一方のみである場合であっても、必ず夫妻それぞれの署名が必要です。なお、婚姻中の氏で記入してください。

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 電話 090 (1234) 5678  
自宅・勤務先[ ]・携帯

離婚の際に称していた氏を称する届 (戸籍法77条の2の届)	受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日 第 号	長印
送付 令和 年 月 日 第 号			
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票
附票	住民票	通知	
令和 6年 3月 1日届出			
長 殿			
離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) 氏 名 甲野 梅子 昭和 44年 10月 5日生		
住所	京都市北区小山初音町18番10号 コーポ初音3号室		
本籍	東京都千代田区平河町一丁目4番地 筆頭者の氏名 甲野 義太郎		
氏	変更前(現在称している氏) 甲野	変更後(離婚の際に称していた氏) 甲野	
離婚年月日	令和 6年 3月 1日		
離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同居者がいない場合には記載する必要はありません) 京都市北区小山初音町18番地 筆頭者の氏名 甲野 梅子		
届出人署名	甲野 梅子 印 (変更前の氏名)		